

平成 22 年 4 月 19 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2009

課題番号：20730005

研究課題名 (和文) 市民的自由の保障と難民・移民の人権の観点から考えるイギリスの対テロ法政策

研究課題名 (英文) The British Anti-Terrorism Legal Policy from Perspectives of Civil Liberty and Human Rights of Refugees and Migrants

研究代表者

清末 愛砂 (KIYOSUE AISA)

島根大学男女共同参画推進室・講師

研究者番号：00432427

研究成果の概要 (和文)：

本研究を進めるために必要となるデータや資料を収集するために、2008 年度にイギリスでフィールドワークを 2 回実施した。本フィールドワークにおいては、大英図書館や LSE (London School of Economics) の図書館における文献調査のほか、市民的自由の問題に取り組んできた人権団体や複数のムスリム団体等を訪問し、イギリス社会におけるムスリム住民 (難民、移民を含む) に対する人権侵害、およびイギリス政府の立法情報に関するインタビュー調査を行った。この結果、イギリスの対テロ法によって引き起こされた様々な人権侵害がムスリム住民に集中していること、また、統計的にムスリム住人が白人に比べると警察による職務質問を受ける割合ははるかに高いこと、9.11、および 7.7 のロンドンにおける同時爆破事件以降のイギリス社会でイスラーム・フォビアが著しく台頭していること、イスラーム・フォビアにおけるジェンダー差別の問題等が明らかとなった。

2009 年度は、これらのフィールドワークによって得られたデータ、および日本国内での文献調査等から得られたデータをもとに研究課題に関する分析を行った。その分析結果を日本平和学会 2009 年度春季研究大会 (2009 年 6 月 13 日から 14 日) の自由論題部門で「9.11 以降のイギリスの対テロ法とイスラーム・フォビアの台頭—宗教差別・レイシズム・市民的自由の観点から—」と題して報告することができた。また、討論者や参加者から受けた欧州人権条約に関する示唆深いコメントやその他の質問をその後の論文化の作業にいかすことができた。2009 年度末には、同学会の大会における報告をもとにしてまとめた論文「9.11&7.7 以降の英国の対テロ法の変容とイスラーム・フォビア—宗教差別とレイシズムの相乗効果 (上)」(『国際公共政策研究』(大阪大学大学院国際公共政策研究科、第 14 巻第 2 号、2010 年 3 月、17-28 頁)を発行することができた。

研究成果の概要 (英文)：

In order to collect necessary data and relevant literature for this research, I conducted fieldwork twice in the UK during 2008. In the fieldwork, apart from visiting the British Library and LSE (London School of Economics) library, I interviewed some staff members of some human rights or Muslim organizations, focusing on human rights abuses against Muslim residents including refugees and migrants, and the trend of the British anti-terrorism acts. The fieldwork generated several findings. Some of them are as follows;

- Muslim residents are the main victims of varied forms of human rights abuses caused by the anti-terrorism acts.
- Statistically Muslim residents have much more high possibility to be a target of the stop and search by the police forces, in comparison with white residents.
- After 9.11, especially the 7.7 bombings in London, there is an apparent increase in Islamophobia.
- There is gender discrimination in Islamophobia.

In 2009, I concentrated on analyzing data and literature collected in the fieldwork and resource search in the UK and Japan. Based on the analysis, I gave a research presentation entitled “The British Anti-Terrorism Acts after 9.11 and the Rise of Islamophobia: from Perspectives of Religious Discrimination, Racism and Civil Liberty” in the Spring Research Conference of the Peace Studies Association of Japan, which was held on 13<sup>th</sup> and 14<sup>th</sup> June 2009. Through the presentation, I managed to obtain some useful comments on the European Convention on Human Rights and some relevant questions from the discussant and participants. Based on this presentation, I wrote a Japanese article entitled “Changes to the British Anti-Terrorism Acts after 9.11 and the 7.7 Bombings and Islamophobia: the Multiplier Effects of Religious Discrimination and Racism”, and it was published in the Journal of International Public Policy Studies (Vol.14, No.2, the Osaka School of International Public Policy, Osaka University, pp.17-28) in March 2010.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：イギリス、対テロ法、イスラーム・フォビア、移民、難民、市民的自由

### 1. 研究開始当初の背景

2001年9月11日に米国で起きた同時多発テロをきっかけに、イギリス政府は同盟国である米国とともに「国際テロ組織」との闘いを強く訴えるようになった。立法政策においては9月11日の事件から約2ヵ月後というスピードで、2001年12月14日に「2001年対テロ法」（対テロ・犯罪・安全保障法）が制定された。

2001年対テロ法は、イギリスの内務大臣によって国際テロリストであると疑われた者を退去強制・入国拒否処分に付することができるほか、これらの者たちを退去強制できない法的な障害がある場合は拘禁することができる。期限に関する更新回数に制限がないことから、実質上、無期限の拘束を可能とする法律であった。しかし、2004年12月16日に貴族院が同法の無期限拘束が欧州人権条約に違反すると判示されたことを受け、2005年に2001年対テロ法に代わる新たな法律（2005年対テロ法）が制定されるにいった。

2005年7月7日にロンドンで同時爆破事件や爆発物発見事件が起き、多数の犠牲者を

生んだ。これらの事件はイギリス国籍者によるイギリス社会初の自爆テロであったこと、また実行犯の容疑者4人のうち、3人がパキスタン系イギリス人のムスリム（イスラーム教徒）であったことなどから、2000年9月11日以降、イギリス社会においても浸透しつつあったイスラーム・フォビアがさらに加速する結果となった。これらの事件はイギリスの対テロ法政策にさらなる影響を与え、2006年3月には、「移住・庇護・国籍法」、「身分証明書法」とともに「2006年対テロ法」が制定された。

イギリス社会には、イギリスの植民地であった南アジアやアラブ地域出身の住民が多数住んでいる。これらの住民のうち、特にムスリムが、宗教差別や民族差別に基づく嫌がらせを受けている。一方、これらの住民は公権力による対テロ法のターゲットにもなってきた。また対テロ政策の一環として、市民の自由な政治活動に制限を加えることができる「重大な組織犯罪および警察法」も制定され、人権擁護を求めるための市民的自由にも大幅な影響が出ている。

イギリスはヨーロッパにおける難民の受

け入れ国の一つである。庇護を求めてイギリスに渡ってくる外国人は後を絶たない。上記の「2001年対テロ法」が外国籍の者に対する人権侵害を促す条文を含むものであったことから推定できるように、今まで説明してきたイギリスの新しい対テロ法政策は移民の子孫だけでなく、難民申請にも大きな影響を与える可能性がある。

イギリス政府は欧州人権条約の批准以降、同条約を国内法化するための議論を重ねてきたが、「1998年人権法」を制定することによって、長年の課題を実現することができた。同法は権利に関する詳細な規定を有する法律ではなく、さまざまな限界があることが指摘されているが、難民申請の公正な審査や市民的自由を保障する上で基本となる条文を備えているものでもある。現在のイギリス社会では歴史的に培われてきた市民的自由や人権法の問題と対テロの論理が拮抗する形で、対テロ政策が進められている状況にある。

## 2. 研究の目的

欧州人権条約を国内法化した1998年人権法の規定に着目しながら、イギリス政府による最近の新しい対テロ法政策に、レイシズム・宗教差別・市民的自由の制限の観点を組み込み、表現の自由を含む市民の自由な政治活動、および難民などの外国人の出入国に与える具体的な影響を分析することで、対テロ対策下の人権問題に新たな視点を与えることを目指す。

既存のイギリスの人権法や市民的自由に関する研究ではほとんど触れられることがなかった「多民族・多宗教」国家イギリスにおける文化差別を含むレイシズムや宗教差別の視点を、対テロ政策に組み込むことにより、一連の対テロ法と人権法の行方を議論する。

## 3. 研究の方法

### ①イギリスでのインタビュー調査

2008年度に2回イギリスに行き、市民的自由の侵害の問題に取り組む人権団体、複数のムスリム団体等に従事するスタッフを対象に、9.11以降のイギリス社会における対テロ法の制定とその適用状況、人権法の動向、イスラーム・フォビアの被害やそのなかにおけるジェンダー差別の問題等について、インタビュー調査を実施した。

### ②文献収集

イギリスでのフィールドワーク中に、大英図書館やLSEの図書館で、対テロ法や人権法の制定に関する国会での議論に関する資料やイスラーム・フォビア関連の文献収集を行った。また、2008年度と2009年度に国内に

においても、入手できる関連図書・資料を検索し、収集した。

### ③専門家からのコメント

所属学会での発表を通して、討論者となった専門家や学会に出席していた専門家等から、多角的にコメントをもらった。

## 4. 研究成果

フィールドワークのなかで実施したインタビュー調査や国内外における文献調査を通して、本研究開始時のリサーチ・クエスションの分析に必要なデータを収集できた。これらのデータから以下の点が明らかとなった。

### ①イスラーム・フォビアの台頭

9.11以降に、イギリスではイスラーム・フォビアが急速に台頭するようになったが、その傾向は7.7のロンドンにおける同時爆破事件以降、さらに顕著となった。宗教に関連するヘイトクライム(憎悪犯罪)も統計的に増加していることが明らかとなった。

### ②イスラーム・フォビアの形態と具体的な被害状況

イスラーム・フォビアの定義を網羅できた。また、インタビュー調査でその具体的な被害状況(具体例を含めて)が明らかとなった。被害は個人に対する肉体的、心理的な嫌がらせ、ムスリムに対するネガティブなイメージの流布、ムスリム関連の建物に対する破壊行為など、様々なものがある。被害は、電車等の公共交通手段のなか、レストランやお店のなか、通りなどで起きている。

### ③イスラーム・フォビアとレイシズムの関係

イスラーム・フォビアがレイシズムとして始まり、それが宗教に基づく差別観につながることで、また、レイシズムとイスラーム・フォビアが相乗効果をもたらしていることが明らかとなった。

### ④イスラーム・フォビアとジェンダー差別

ムスリム団体でのインタビュー中に、男性よりも、女性の方がイスラーム・フォビアの被害を受けやすい傾向があることを指摘された。これは、イギリス社会における民族差別・宗教差別・イスラーム・フォビアがジェンダー差別と交差し、ムスリム女性に対する複合差別を生んでいることの一例として理解できる。

### ⑤対テロ法の動向

2006年対テロ法に対する改正が計画されており(2008年法案)、それが制定されると、

警察がコントロール命令対象者から、DNA や指紋を採取する権限を与えられることが分かった。採取には本人からの同意は必要なく、強制採取の形をとることになる。また、同法案は、「テロリスト」容疑者に対する警察留置期間を現行の28日から42日にまで延長することも盛り込んでいる。留置期間は、最初は14日であったが、それが法改正を経て、28日に延長され、さらに42日までの延長が議論されている。

⑥ 対テロ法のターゲット

2007年から2008年の一年間に行われた警察による職務質問(2000年対テロ法44条に基づく)が、前年に比べると急速に増加していること、また、アジア系住民はホワイトの住民に比べると職務質問を受ける可能性が2.1倍高いことも入手した統計により、明らかとなった。

⑦ 対テロ法の適用と人権侵害

住民等からの誤情報による捜査が警察によって行われており、それらが重大な人権侵害を引き起こしていることも明らかとなった。実際に銃を突きつけられて職務質問された少年を助けようとした祖母が心臓発作を起こした例がある。また、住民からの誤情報に基づき、警察が容疑者とされた男性が運転する車から男性を引きずり出し、警察署に連行したが、まったくの人違いであったことが判明した例もある。

家宅捜査は、個人に対するものだけでなく、ムスリムのチャリティ団体も対象となっている。また、ムスリム(団体)と極右団体などのレイシズムを促進する団体を比較すると、対テロ法の適用にダブル・スタンダードがあることも見えてきた。また、対テロ法で逮捕され、起訴された被告人の弁護人が判決を批判したことにより、法廷侮辱罪の容疑で起訴された例があることも判明した。

ムスリムが日常生活を普通に営むことにおいても、対テロ法の影響を受けうることをムスリム団体から指摘された。例えば、ロンドンの地下鉄マップやサッカーの試合のチケットの所有、イスラーム関係の書物を所有、インターネット上のサーチ、インターネット上の情報のダウンロード、写真撮影といった行為が、「テロ行為」を準備していると疑われ、対テロ法による犯罪行為とみなされる可能性がある。実際に東ロンドンで大学のプロジェクトのために写真撮影をしていた学生が、テロを計画しているという容疑をかけられたことがあった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 清末愛砂, 9.11&7.7以降の英国の対テロ法の変容とイスラーム・フォビア宗教差別とレイシズムの相乗効果(上) 国際公共政策研究、査読無、14巻、2010、pp.17-28

[学会発表] (計1件)

- ① 清末愛砂, 9.11以降のイギリスの対テロ法とイスラーム・フォビアの台頭—宗教差別・レイシズム・市民的自由の観点から—、日本平和学会、2009年6月14日、恵泉女学園大学

[図書] (計 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

清末 愛砂 (KIYOSUE AISA)  
島根大学男女共同参画推進室・講師  
研究者番号：00432427

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：